

中国共産党第七期中央委員会
第六回総会(拡大)の
農業協同化の問題についての決議

外 文 出 版 社
北 京

中国共産党第七期中央委員会
第六回総会(拡大)の
農業協同化の問題についての決議

外文出版社
北 京

目次

中國共産党第七期中央委員会第六回総会（拡大）の	
農業協同化の問題についての決議……………	五
農業協同化の問題についての決議案の説明（陳伯達）……………	四

中國共産党第七期中央委員会第六回総会（拡大）の 農業協同化の問題についての決議

（毛沢東同志が、一九五五年七月三十一日に、中國共産党省委員会、市委員会および区党委員会書記の会議の席上でおこなった報告にもとづいて、一九五五年十月十一日に採択された決議。）

いま農村では、社会主義的改造をめざす深入った運動がすすめられている。一九五五年の夏までに、農業生産協同組合の数は、一九五四年春の十万から六十五万にふえており、農業生産協同組合にくわわつている農家の数は、百八十万戸から千六百九十万戸にふえ、全国農家のほぼ一五パーセントをしめるようになった。この運動の発展は不均衡である。ふるくからの解放区の多くの地方では、農民がいつそゆたかな闘争経験をもっているし、また、長年にわたつて互助組の土台ができ

ているため、協同化運動はすでにはばひろい大衆的な規模をそなえている。そのうち、華北地方の各省、たとえば、山西省では協同組合にくわわつている農家の数はすでに四一パーセントにたつし、河北省では三五パーセントにのぼつている。また、東北地方の三つの省を合わせると、協同組合にくわわつている農家の数は、ここでもすでに三四パーセントとなつている。これらの地方では、郷や区、ところによつては縣ぜんたいをつうじて、協同化したものが農家総数の六〇パーセントから七〇または八〇パーセントにたつしているものもある。解放されるのがわりとおそかつた東南、中南、西南および西北の各地方の諸省でも、たいいの郷にはすでに、第一回分の農業生産協同組合ができていて、農業協同化運動のめざましい発展の道はきりひらかれている。

じじつ、まさしく党中央委員会の見通しのとおり、農村での協同化をめざす社会改革の高まりは、いまや全国にわたつておとずれようとしており、ある地方では、それがすでにおとずれているのである。

二

農村の協同化運動が日まじに高まつているというこの情勢をまえにして、党の任務は、思いきつて、計画的に運動の前進を指導してゆくことであつて、すくんでいてはならない。ここでよく認識

しなければならないことは、わが党が農民を指導して帝國主義と封建主義をうちたおしたのは、これは資本家階級民主主義革命の性質のものであるが、しかし労働者階級の目的は、この革命をへて、さらに農民を社会主義革命へとみちびいてゆくことにある、という点である。まえの革命の段階における農村での階級闘争は、おもに地主階級にたいする農民の闘争であつて、ここで解決しなければならぬ農民問題は土地問題であつた。ところが、あたらしい革命の段階では、それはおもに富農やその他の資本主義的要素にたいする農民の闘争であり、この闘争の内容は、社会主義を発展させるか、それとも資本主義を発展させるか、についての二つの道の闘争であつて、ここで解決しなければならぬ問題は、あたらしい農民問題、つまり農業協同化の問題である。そして、労働同盟のあたらしい関係とこの同盟のなかでの労働者階級の指導的役割は、社会主義的工業化と農業協同化をたがいに対応させることを土台として、そのうえにうちたてられ、強められなければならないのである。わが國における工業の発展は、急速度にすすんでいる。もしも、農業協同化の発展がそれについてゆけず、食糧と工業用作物の收穫高の増加がそれについてゆけないとすれば、わが國の社会主義的工業化がひじょうな困難にぶつかかることは、事実がすでに示しているとおりである。情勢はまつたく變つてしまつているのに、われわれのなかの一部の同志は、農民問題についての見方が、まだいぜんの段階にとどまつていて、いまの農村における二つの道のあいだのするどい

闘争に目をむけていないし、大多数の農民大衆が社会主義への道をすすもうとのぞんでいるその熱意を見てとつてはいない。彼らは、農民がすでに地主から土地を手に入れたことに満足し、農村を現状のまま落ち着かせたいとのぞみ、あるいは、農業の協同化をすすめてゆく問題ではとくにゆつくりとやつてゆくべきだと考えており、そんなことでは、農業の協同化運動にたいする党の積極的な指導を放棄し、農村で資本主義が自由に発展するにまかせ、あげくのはてには労農同盟を破壊し、農民にたいする労働者階級の指導的役割をうしなわせ、これによつてまた、われわれの社会主義事業を失敗におわらせる結果になる、ということを理解していない。こうした誤つた考えをもつている同志は、あえて大衆を信じようとしなければかりか、党中央委員会の協同化についての方針と地方の各級党委員会の指導についても悲観的な見通しをくだして、わが党が数十万にのぼる小規模な協同組合を固めることさえむつかしいし、これを大々的に発展させるなどなおさら思いもよらない、と考えている。彼らは、『たんごととして縮小する』という右翼日和見主義的な方針をもちだしたばかりでなく、あまつさえ一部の地方では押しつけや命令の方法にうつつたえて、協同組合を大量に解散させたのであつた。しかし、すでにつくられているいく十万という農業生産協同組合が日ましに強固になつてきており、そのほとんどが收穫量をふやしているという実情と、多くの農民大衆が協同組合に加入したいと要求しているその熱意は、そうした悲観主義をまつこうから否定し、右翼日和

見主義の破産を宣告するものであつて、右翼日和見主義が実質上、資本家階級と、農村における自然発生的な資本主義的勢力の要求を反映したものにほかならないことを証拠だてている。第六回党中央委員会総会は、党中央委員会政治局が右翼日和見主義にたいしておこなつた批判がまったく正しいものであり、欠くことのできないものであると認める。というのは、こうした右翼日和見主義を徹底的に批判することによつてはじめて、党の農村活動の根本的轉換をうながし、指導が大衆運動よりもたちおくれれているという事態をあらためることができるところである。こうした轉換こそ、農業協同化運動をひきつづき前進させ、完全な勝利をかちとるためのもつとも重要な条件なのである。

三

農業の協同化を發展させることが可能なのは、いうまでもなく、まず第一に、わが國に労働者階級を先頭とする人民民主主義独裁が確立されていて、この人民民主主義独裁がいまわが國で社会主義建設を組織しているがためであり、同時にまた、大多数の農民が、搾取と貧困からのがれるために、社会主義への道をすすむことを望んでいるがためである。ここでいう大多数の農民とは、おもに、いまのところまだ経済的に向上していない貧農と、もともと貧農であつたあたりしい中農のう

ちの下層にぞくする農民、それと、ふるくからの中農のうちの下層にぞくする農民をさしている。農民のうち、これらいくつかの部分にぞくする人びとの経済状態は、土地改革いご、程度の差こそあれいずれもよくなつてはいるが、そのうちかなりの農家はいまなお困難なところがあり、あるいは相かわらずゆたかではない。そればかりか、なかには富農や投機商人の搾取をうけたり、あるいは天災に抗しきれなかつたりしたため、自分の手にいれた土地をふたたび手ばなしたもののさえている。したがつて、党が農民を社会主義の道へと積極的のみちびいていかなかつたならば、資本主義が農村でかならず発展してきて、農村での両極端への分化がますますひどくなるにちがいない。しかし、実際生活が、いぜんのような、ああした単独経営の方式をもととして、分散した、せまい土地を耕作していたのではとてもやつてゆけないこと、これからぬけだす道は、大ぜいのものがないつしよに手をととりあつて、ともに力を合わせてはたらき、集團経営の方式をとるにないこと、を彼らに教えた。こうした協同労働と集團経営のすぐれている点は、廣はん互助組によつて一應すでに立証され、つづいてまた、すでに設けられている多くの農業生産協同組合によつていつそうはつきりと立証されている。農業生産協同組合は、労働力を合理的に組織して労働生産性を一段と高めることができるし、計画的に、効果的に土地を活用し、耕地をひろげることもできれば、また、災害をふせいだり、あるいはこれを少なくする力をもつて、國家の助けをうけて、農業

の技術的改革をしいに実現してゆけるなど、こういったところから、急速に農業生産力を発展させ、農民にひじょうに多くの、きわめて大きな利益をえさせることができるので、それは、ますます農民の関心をあつめるようになってきているのである。

ここ数年らしい経験によれば、つぎのような段どりをとることによつて、協同化運動をさらにしつかりした土台のうえにたつて前進させることができるであらう。

第一、協同化運動は、富農や投機商人にたいしだんこととして闘うばかりでなく、さらにこの闘いをつうじて農民ししんをたえず教育してゆかなければならない。とりわけ、中農大衆を教育し説得して、彼らが社会主義への道と資本主義への道の間でふらふらしているのを克服するようにさせなければならない。このためには、協同化運動のしつかりとした中心となる力をつくりあげなければならない。この中心となる力はおもに、いまのところまだ経済的に向上していない貧農と、もともと貧農であつたあたらしい中農のうちの下層にぞくする農民——これら二つの部分にぞくするものうちの積極的な人びとであつて、ふるくからの中農のうちの下層にぞくする農民のなかの積極的な人びともこれにふくまれる。党は、協同化運動の第一歩としては、まずこれらの人びとを組織して、模範をしめし、そのうえでより多くの農民を説得するようにしなければならぬ。

第二、貧農と、新旧中農のうちの下層にぞくする農民——これらいくつかの部分にぞくする農民

の経済的地位はかなり似かよつてはいるが、いろいろな原因からして、しばらくのあいだは協同組合に加入しようとする熱意の程度にちがいがあつた。したがつて、一年一年と準備をすすめていつて、その自覚の程度におうじ、相当数ずつ回数をわけて、ここ数年のうちに協同組合をつくつてゆくか、あるいはすでにできている協同組合に彼らを吸収してゆかしなければならぬ。しばらくのあいだまだ協同組合に加入しようと思つていないものには、貧農であれ、中農のうちの下層にぞくする人びとであれ、すべて辛抱よくこれをまつべきであつて、自発的意志による原則にそむいて、むりやり彼らをひつぱりこんではならない。組合加入の申込みは、何度もくりかえして、さいごに決めればよいというふうにして、農民にじゆうぶん考える余地をあたえることである。

第三、ゆたかな中農（すなわち、あたらしい中農のうちの上層にぞくする農民と、ふるくからの中農のうちの上層にぞくする農民）は、わりとよい農具や役畜をもつており、まえからやつていゝる土地経営の仕方も念入りにおこなわれているので、收穫高もわりと多く、あるいは副業収入のかなり多いものもある。彼らが、協同組合にはいることによつてえられる利益の方が、彼ら自身で経営してえられる利益よりも多いか、あるいは少なくともしばらくのあいだ変りがないことをその目で見ないうちは、彼らはおいそれと組合にはいろうとはしないし、たとえむりやり加入させたとし

ても、じつさいの利益問題とからんで、組合のなかでたえずいざこざがおこる。したがつて、協同組合の設立にとりかかるさいには、ゆたかな中農にたいしては、ほんとうに心から加入したいものぞむ一部のものを吸収して組合に加入させてもよいが、その他のものはしばらくのあいだ吸収してはならないし、彼らをむりやりひき入れるようなことはなおさすべきでない。協同組合のすぐれているところをもつて彼らに影響をあたえ、彼らにしばらくのあいだいろいろと事実を見せて、その自覚が高まるのをまつて、そのうえで組合に加入させればよい。

第四、中農は、労働者階級と貧農の永遠の同盟者であつて、組合の内外をとわず、すべて中農との関係をよくやつてゆけるようにすべきであつて、けつして中農の利益をおかしてはならないし、中農の財産をとりあげるようなことをすべきではない。中農のおくれた考え、とりわけゆたかな中農の資本主義的な傾向にたいしては、説得するという方法で適切な批判をくわえるべきであつて、けつして行政的な強制手段をもちいるべきではない。それと同時に、こうした批判は彼らと團結するがためのものであつて、こうした批判を中農に反対する口実に利用すべきではない。

第五、組合をつくるにあつては、大衆にそれだけの心構えがなければならぬ。党内では、右翼的な考えについて批判をくわえ、これを克服しなければならぬ。農民大衆のあいだでは、農業協同化についてのわが党の方針、政策、方法をすじみちをたてて、くりかえし宣傳しなければなら

ない。農民に宣傳するばあい、協同化のよいところを説明するばかりでなく、協同化をすすめてゆく途上でぶつつかる困難や、これらの困難を克服する條件についても指摘しなければならぬ。

第六、組合をつくるにあつては、大衆にそれだけの組織上の準備がなければならぬ。農業生産互助組を全面的にたくさんつくるばかりでなく、さらに、可能性があれば多くの互助組を連合させて、互助組の連合組をつくり、さらにそれを連合させて協同組合をつくるための土台をうちたてなければならぬ。互助組や協同組合のある農村では、互助協同化連合委員会をつくつて、定期的に会議をひらき、これには経験の交流を容易にするため単独経営の農民のなかの代表的な人物もくわえて、必要な、そして可能な相互援助をおこない、將來各協同組合がさらにすすんで連合できるようにするための條件をつくと同時に、互助組をしないで協同組合にあらためてゆき、単独経営の農民をしないで農業生産協同組合に加入させる條件をこしらえてゆけばよい。

第七、組合をつくる準備のなかでの大切な仕事の一つは、組合の運営にあたる働き手を短期講習の方式で教育することである。教育をうける幹部は、慎重にえらばなければならぬ。

四

協同組合を發展させる仕事は、これを固める仕事と結びつけておこなわなければならない。ひた

すら固めることばかりを考えて、發展させることは考えず、協同組合の数の増加が協同組合の質の向上をうながすことを否定したり、あるいは、ひたすら發展させることばかり考えて、固めることは考えないで、ただ数だけを追いもとめて質をおろそかにするといったことは、いずれも片手おちであり、誤りである。したがつて、組合をつくつたのちは、その体制をととのえる一連の作業をすすめなければならぬし、それも一年に一回体制をととのえるのではなくて、一年に二回、三回と体制の整備をおこなつて、協同組合の質をたえず高めてゆくという目的をたつするようにしなければならない。

第一、それぞれの協同組合のもつている特徴とそこに存在している具体的な問題におうじて、それぞれ体制をととのえる方針と方法をうちだすこと。

第二、回数を分けて体制をととのえ、まず問題のわりと多い協同組合から手をつけ、いろいろな型の協同組合の体制をととのえたいのさまざまな経験を紹介して、みながこれについてくるようにすること。

第三、組合の体制をととのえるにあつては、力をこめて援助をあたえ、慎重に事をはこぶ態度をとるべきであつて、簡単なやつつけ仕事をするような態度をとつてはならない。あらかじめ減らす数をきめておいて、協同組合をわりやり解散させるといつたやり方はまったく誤つている。

『自発的につくられた協同組合』にたいして苛酷な態度をとり、個々のばあいをよくしらべて心からたすけるといつたやり方をしないのは、これまたまつたく誤つてゐる。

第四、組合の体制をととのえるにあつては、生産というこの中心の環をつかみ、生産を組織することによつてたえず問題をみつけ、これを解決し、組合員にたいする思想上の教育をつよめ、経営、管理を改善し、協同化運動にあつて自発的意志にもとづき、そして相互の利益をはかるといふ党の政策をつらぬきとおすことに注意をはらわなければならない。

第五、組合の体制をととのえるにあつては、組合組織を純潔にすることに心をくばり、組合の指導にあたるものの階級的地位を適宜に調整し、指導部の中心になるものを貧農のなかから育てあげることには注意をはらわなければならない。

第六、組合をつくり、組合の体制をととのえるにあつては、いずれも党と青年團の郷支部を拠りどころとしなければならない。党と青年團の支部を健全にすることが、協同組合をりつばにやつてゆくうえでの鍵である。したがつて、組合をつくり、組合の体制をととのえるにあつては、すべて農村での党組織の建設と團組織の建設および党組織の強化と團組織の強化とをむすびつけておこなわなければならない。こうした仕事は、すべて農村の地もとの幹部を主力とし、上の方からおくつた幹部を補佐役とすべきである。

五

わが國の農業生産協同組合は、いまの段階では、一般に土地を出資して統一的に経営することを特徴とする、半社会主義的な性質をもつた端緒的な協同組合である。こうした協同組合は、完全な、社会主義化したものへの過渡的なかたちであり、組合員の土地やその他一部の重要な生産手段の私有権をだいたいにおいて、あるいはかなり保留したままであつて、組合員のもつている生産手段をすぐには共有化しない。したがつて、組合をつくるばあいでもその体制をととのえるばあいでも、すべて相互の利益をはかる原則にもとづき、組合員の私有財産を合理的に処理して、組合の発展と強化に有利なようにしなければならない。つまり、共同して使用する私有の土地、役畜、大型農具などの生産手段にたいしては、協同組合から一定の報酬を支拂い、役畜や農具などこうした私有の生産手段を協同組合の共有にきりかえるばあいには、組合が公正な代價を支拂うことである。組合員のもつているこれらの生産手段には、数の多少や質の良否があるし、同時にまた、各地方の各協同組合が組合員の私有する生産手段を賃借りしたり、あるいは組合の共有にしたりするばあい、その具体的な方法や期間は、条件がちがうにしたがつて、それにもとづいてきめる必要があるので、農業生産協同組合は、組合員のあいだ、それもおもに貧農と中農とのあいだで、こうした問

題や副業などの問題について、適切な話し合いをつけるようにしなければならない。

第一、組合員の土地について

(1) 組合に出資する土地の收穫高を評價決定する方法は、その土地の質をもととしなければならないし、組合員がもともとそれを経営するだけの力がたりないために收穫高がかなり低くなっているが、組合に入れたのちは、收穫をふやせるという経済上の利益のことをその組合員のために考慮しなければならないし、同時にまた、土地の平年の実收量をもとし、その組合員がそれまでに土地に加工し施肥してきたその経済上の成果もみとめなければならない。こうすることによつて、土地の実收高の多少や、土地のもっている潜在力の大小という、貧農と中農とのあいだのこれらの矛盾は適切に解決され、土地の生産性をたかめ、投資をおこなおうとする組合員の意欲は促進されることになる。

(2) 組合に出資する土地の報酬については、各地方ごとにいくつかの異なる方法がある。一般に、土地にたいして固定した報酬額をきめる方法のほうが、組合員の労働意欲を發揮させるうえに有利である。しかし、協同組合をつくつたばかりのころとか、收穫高がわりと不安定な地方では、土地と労働にたいして一定の割合で報酬をとるという方法を定めることも適切である。このほか、それがいの補足的な方法をきめている地方もある。どのような方法をとるにしても、すべて

つぎのことがらに注意すべきである。

土地の報酬は、一般に労働の報酬よりも低くすべきであつて、あまり高すぎるのは正しくない。しかし同時にまた、労働力は少ないが土地をたくさんもっている組合員、とりわけ年より、体のよわいもの、みなし兒、やもめなどの組合員にたいしては、こういう人びとも適当な収入をえることができるように配慮すべきであつて、あまり低すぎるのも正しくない。

土地の報酬がしめる割合については、人はすくないが土地は多いとか、土地は多いが人はすくないとかいつた各地のことなつた状況や、ところによつては工業用作物の栽培により多くの力をさいているといった具体的な条件を考慮すべきであつて、むりやり統一すべきではない。

土地にたいする農民の私有觀念を考慮するため、協同組合が定めている土地の報酬額は、一定の期間(組合をつくつてから二年または三年間)安定させるべきであつて、年々これをひき下げてはならないし、土地の報酬をあまりはやく取り消すようなことはなおさらしてはならない。

(3) 組合員には、土地をすこしばかり自家用として手もとに残させるようにしなければならない。それは、全村の平均一人あたりの所有地のおよそ二パーセントから五パーセント程度とし、野菜畑として、あるいは補助的な作物をつくるか、農業の副業としてつかかわせるとかするためである。自家用の土地からとれたものは、自家用にあててもよいし、市場に賣り出してもよい。協同組

合のなかには、組合員に自家用の土地をのこさせないところがあるが、これは適當ではない。

第二、組合員の役畜と農具について

(1) 組合員の役畜を組合の共有にするかどうかという問題を処理するにあたっては、とくに慎重な態度をとらなければならない。組合をつくつた年かその翌年までは、経済力も管理の経験もまだ不十分なので、組合員に余分な債務を負わせたり、役畜の飼い方がまずくて損害をこうむつたりするのをさけるために、個人のもちものとして飼わせて、それを組合が賃借りするか、または臨時に雇うといった方法をとる、協同組合の生産が發展を上げてからのち、あらためてべつべつに値ぶみして組合のものにするという方法をとつてもよい。しかし、一部の協同組合についていえば、その組織の基礎と経済條件がかなりよくて、組合をつくるべき時に役畜の値段をきめてこれを組合のものにしており、飼主もその他の組合員もべつに反対しないばあいには、それをふたたび改める必要はない。ある地方では、飼料の面で困難なこともおこらないし、また役畜の借り賃がわりと高く、早目に値段をきめて組合のものにしたほうが組合ぜんたいの生産にとつて有利なことがあり、そういうばあいには、飼主の同意をえたいうえで、その土地の具体的な状況におうじて、適當な処置をとつてもよい。さらに、ある地方では、生産上の必要のためとか、またはその土地の農家がもともと役畜を共同して飼う習慣のあることがあり、そういうばあいには、役畜の値段をきめて組合の

ものにするまで、私有のまま組合が飼う（あるいは農繁期には組合で飼い、農閑期には個人で飼う）という方法も、役畜をうまく飼うかぎり、またそうすることが耕作に便利であるかぎり、とつて差支えない。

(2) 協同組合は、役畜をもっている組合員とじゆうぶん話しあつたうえで、役畜を賃借りするか、または値段をきめて組合に買いとるにあつての諸事項について契約をむすぶ。賃借りする役畜については、等級をわけて合理的な賃借料をさだめ、値段をきめて組合に買いとる役畜については、等級をわけて合理的な値段と支拂い期限をさだめるとともに、支拂いをすませるまで各期間ごとに、一定の利息をはらうようにする。各地方、各協同組合によつて経済條件がちがうので、それにもとづいて、代金の支拂い期限はおなじにする必要はないが、一般には三年が適當であり、長くとも五年をこえてはならない。一部の協同組合では、役畜の値ぶみが低すぎるし、支拂期限も長すぎ、はなはだしいばあいには無期限のうえに無利息となつているものさえあり、これがため、組合員が役畜を大切にしないといった現象がうまれてるが、これは改めなければならないことである。

(3) 組合で賃借りした役畜や値段をきめて組合のものにした役畜、私有私用の役畜について、協同組合はその大、中、小におうじて適當に統一的に配置するとともに、仔をもつた役畜にたいし

て配慮をくわえ、幼い役畜を保護するよう注意して、役畜を繁殖しやすいようにする。

(4) 組合員の大型、中型の農具を処理する問題についても、適当な賃借り期間を経たのちは、その値段をきめてしだいにこれを組合のものにする方法をとつてよい。賃借りするものには合理的な賃借料をはらうべきであり、組合のものにして共有にきりかえるものには、回数をわけてその代金を支拂うべきである。一部の協同組合では、長いあいだ組合員の農具をつかつておきながら、使用料をはらわず、こわしても修理しないし、弁償もしていないが、こうした誤つたやり方はかならず改めなければならない。

第三、組合員の副業のための生産手段、樹木、養魚池などについて

(1) 農民のもとからやつている副業については、どれは分散して経営した方が有利か、どれは集團的に経営した方が有利かを区別すべきである。個人がべつべつに経営した方が有利な副業のためには生産手段は組合にいれない方がよいし、まして組合の共有にはしない方がよい。集團経営にした方が有利で、しかも組合員ぜんたいの経済的地位をいつそうつよめるに都合のよい副業のための生産手段は、そのもち主と話しあつたうえ、賃借りするかまたは各期間ごとに支拂つて組合のものにするなど、いろいろな方法をしだいにこうじて行つて、協同組合で経営するようにしてよい。

(2) 組合員のもつているすこしばかりの樹木(果樹、竹、その他工業用原料のとれる樹木)

は、やはり一般に組合員じしんの手で経営させる。組合員がかなりのまとまつた林をもつていて、農業生産と林業生産を統一的に計画する必要があるばあいには、そのもち主の希望があれば、組合にいて統一的に経営してもよいが、もとのもち主の所有権はやはり保留される。利益を分配する方法は、組合員とよく話し合つたうえできめることが必要である。

組合員の養魚池の問題については、樹木の問題の解決方法を参考にして、それぞれの実情におうじて処理すればよい。

六

農業生産協同組合は、出資金と積立金という二とおりのおもなかたちで、しだいに共同基金をつみたてていつて、協同組合の共同経済の基礎をかためるようにしなければならない。

出資金をあつめる方法は、組合にいられた土地をもととして(あるものは、土地と労働力の適当な割合をもととしてもよいし、土地が多くて土地の報酬がひじょうに低いところでは労働力をもととしてもよい)種子、肥料、役畜の飼料などの生産費を分担するか、または値段をきめて組合のものにした役畜と農具の代金で、組合員に支拂うことになつていて分を分担することである。分担する額は適当でなければならないし、大多数の組合員のおさめられる限度をこえてはならない。出資金

は現物でおさめてもよいし現金でもよい。現物でおさめた量が分担すべき額をこえた分は投資額とする。貧農が組合に加入するときに出資金をおさめられないときは、國家から資金を貸しだす。

協同組合が生産手段をふやすためにつかう積立金として、毎年どれだけ積みたてべきかは、協同組合の具体的な条件をもとにしてきめるべきで、さいしよの数年間は、一般に、協同組合の毎年の農業と副業の総収入（総生産額から生産費をさしひいたのこり）の五パーセントが適當であつて、それからのちは生産の発展にともなつて適宜に増やしてゆけばよい。協同組合の組合員の福祉事業につかう基金は、やはりさいしよの数年間、一般に、協同組合の毎年の総収入の一パーセントをこえない程度が適當である。工業用作物をつくつている地方の協同組合では、積立金と福祉基金を差引く割合は、その実情におうじてすこしふやしてもよい。

組合員が組合を脱退するときには、そのおさめた出資金をもつて出ることができが、積立金と福祉基金は拂いもどしをうけることはできない。一九五三年三月に党中央委員会の公表した『農業生産の互助協同化を發展させることについての決議』のなかの、組合員が脱退するさいには、『その投資した資金とおさめた積立金の拂いもどしをうける完全な自由をもつ』ことについての規定は、あらためなければならぬ。

協同組合は、出資金をあつめ、積立金をつみたてるほかに、組合員に組合への投資を奨励し、組合は定期的に元利を返還すべきである。

七

農業生産協同組合は、一連の措置をこうじて、農業生産力の増大を保證するとともに、協同組合のほうが単独経営の農家や互助組よりもひじょうにすぐれていることを事実をもつて証拠だてなければならぬ。

第一、年度別の生産計画と長期にわたる全面的な生産計画をつくり、その地方とその組合のもつているいろいろな有利な条件をじゆうぶんに生かして、増産のおもな鍵をみつけたし、農業生産の潜在能力をほりおこすこと。

(1) 耕作技術をたかめ、耕作方法を改善すること、たとえば深く耕し、ていねいに手入れをし、合理的な密植をおこない、二毛作、三毛作を多くし、よい種子をとりいれ、あたらしい農具をひろめ、病虫害とたたかうことなど。

経験をつんだ農民からまなび、彼らのすぐれた経験をくみとるように注意すること。わかい男女の組合員が耕作技術をたかめるようにすすんで教育すること。

(2) 必要にして可能な農業の基本建設をおこなうこと、たとえば小規模な水利工事をおこな

い、段畑の手入れをし、土壌を改良し、水土の流失をふせぎ、役畜や農具をふやすことなど。地元でとれる天然肥料を活用し、肥料をたくわえ、肥料をつくるよう努力すること。組合員が肥料をたくわえ、これを組合用として提供したばあいには、これに合理的な報酬をあたえるべきである。

(3) 耕地面積をひろげ、収穫量の多い作物をつくること。河道やあらゆる水源のあるところでは、できるかぎり水田をあたらしくつくつて、穀物をいつそう増産するようにつとめること。

(4) その地方の条件にしたがつて、しかも地方の國家機關の計画的な指導のもとに、農業や手工業、牧畜業、林業、果樹栽培業または漁業などの副業をふくむ多角的な経済を發展させること。

林業と牧畜業の發展している山地では、農業と林業と牧畜業をむすびつけた生産協同組合をつくり、農業と林業と牧畜業をたがいにむすびつけて山地の経済を發展させること。

第二、各地の協同組合における、一定の責任量を受けもつ制度についてのすぐれた経験をおしひらめて、労働力を合理的に組織すること。まだ一年ちゆう一定の責任量を受けもつ制度を實行できない協同組合では、臨時に一定の責任量を受けもつ制度、あるいは季節別に一定の責任量を受けもつ制度を實行して、条件をつくつてゆき、一年ちゆう一定の責任量を受けもつ制度を實行するところまですすむ準備をおこなつてよい。

(1) 耕作、役畜の飼育および農具の保管についての生産隊と生産班と班員の責任制を確立し、

労働規律をつよめること。

(2) 一定の量と質からなる生産定量(標準労働日)制度をつくり、仕事の量におうじて報酬をあたえ、多くはたらくものには多く、働きのすくないものにはすくなく報酬をあたえること。

(3) 級ごとにたえず検査をする制度をつくり、生産隊、生産班、班員の仕事が標準にたつしないものについては、時をうつさずこれをあらためること。

(4) 季節べつに一定の責任量を受けもつ制度と一年間一定の責任量を受けもつ制度をもととして、生産定量以上に生産したものに奨励制度を實施すること。生産計画量を超過完遂したものには報奨をあたえるが、耕作にはげまなかつたため収穫量が減つたばあいには報酬を減らすこと。天災にあつたばあいには、被害の程度におうじて、生産すべき標準量をべつに定める。すんで災害とたたかい、所定の生産量を超過完遂したものには報奨をあたえ、災害との闘いに消極的な態度をとつたり、これを怠つたりして、所定の生産量に達しなかつたものは処分する。

第三、勤勉節約をむねとして組合の運営にあたり、財務の管理と会計を健全にするとともに、生産を發展させ分配を合理的にするうえにはたす財務工作の保証作用と監督作用を發揮させ、財政管理の混乱をふせぎ、派手ごのみや浪費に反対するようよびかけること。

(1) いろいろな財務上の支出には、一定の限度をもうけるべきである。簡單でやりやすい『財

務上の責任額制』(つまり、一定額の範囲内で支出上の責任をもつこと)の経験をおしひろめること。節約したばあいには報奨をあたえ、汚職行爲があつたり、または浪費したりしたばあいには処分すべきである。

(2) 信頼できる会計係員をえらび、各協同組合のあいだでたえず経験の交流をおこなう会計面の相互援助網をつくること。

第四、政治工作と文化・教育工作をつよめ、組合員の社会主義的自覚をたかめ、組合員の熱意と創意を発揮させること。

(1) 國家の社会主義事業と國家の経済生活のなかにおける農業の重大な意義をひろく組合員に宣傳すること。國家の经济建设計画、とりわけ農業の生産計画と農産物の買いつけ計画を宣傳し、國家の農村工作についての政策、食糧その他の農産物の計画的な買いつけについての政策を組合員が眞剣に遂行するよう教育すること。

(2) 組合を愛し、公共の財産を大切にする集團主義的な考えをひろめ、組合員の個人主義をしないで克服し、労働規律をやぶる行爲に反対すること。

(3) 生産隊と生産隊、生産班と生産班、班員と班員同士の團結と相互援助をよびかけ、労働競争をくりひろげること。生産技術をたえずみがき、これを高めるようよびかけること。若い組合員

と婦人組合員の力を發揮させるよう注意をはらうこと。

(4) 組合内の民主主義をつよめ、仕事のやり方をあらためる合理化提案をおこなうよう組合員を上げますこと。

(5) 数年内に文盲をなくする計画をたて、組合員、とくにまず組合の専従員の文化水準をたかめること。

(6) 組合員の政治的警戒心をたかめて、反革命分子のあらゆる破壊行爲とたえず闘うこと。

八

國家の財政経済の各関係部門、とりわけ農業の行政部門は、財政面、技術面で農業の協同化運動に援助をあたえることを重要な仕事の項目のなかにいれなければならない。

第一、人民銀行と農業銀行は、貧農にたいする協同化基金の貸しつけ項目をもうけ、貧農が組合に加入するさいの資金面での困難な点を解決するのをたすけて、貧農が中農と協力しやすいようにするに、農業生産協同組合の基本建設にたいする投資のための貸しつけをしいにふやし、利率を適当に引下げ、さらに償還期限をのばすこと(三年から五年に定めてもよい)。

第二、農業部門は、農業技術普及ステーションを計画的にもうけていつて、これを、國家が技術

面(たとえば、新式農具の使用、優良品種へのきり替えまたは優良品種の培養、耕作方法の改善、病虫害の防止と絶滅など)で農業生産協同組合を援助する中心とすること。

國營農場の工作をつよめ、國營農場が協同化運動にたいしていつそう援助をあたえ、実物教育の役割を發揮するようにすること。

第三、機械製造工業、商業、手工業などの行政部門は、農具の値段を合理的に引下げるほか、農薬とその散布器の値段も適当に引下げることに。しかし、値段を引下げても、製品の質を低下させてはならないばかりでなく、つとめて質をよくしなければならぬ。

農業協同化運動の發展におうじて、機械工業部門は、新式農具の設計や研究、修理や組立の仕事をとくに重視し、第一番目につくるトラクター製造工場の建設をできるだけはやくやりとげるばかりでなく、第二、第三のトラクター製造工場の建設準備を早急におこなうこと。機械工業部門はさらに水利用の機械を増産すべきである。化学工業部門は肥料を増産すべきである。

第四、農業の行政部門は、会計係員を大ぜい養成するように注意するとともに、会計係員の輔導にあたるものを十分な数だけしだいに配置して、各組合の会計面の仕事を改善し、会計制度を健全なものにするよう巡回指導をおこなわせること。区や郷の人民銀行、農業銀行、販賣購買協同組合の会計係は、農業生産協同組合の会計や財務の仕事をできるかぎり援助すべきである。

九

協同化運動の發展につれて、もとの地主、富農のうちの多くのものやさまざまな反革命分子は、かならずいろいろな形で破壊活動をおこなうにちがいが無い。われわれは、協同化運動にたいする彼らの破壊の重大さに警戒しなければならない。いま、地主や富農、反革命分子のなかには、いろいろと偽装して協同組合にもぐりこみ、なかには協同組合の重要な役員の地位を乗つとり、その指導をうばい、協同組合を彼らの道具にかえようとねらつたり、あるいはこれを台なしにしようとたくらんでいるものさえすでに少なくない。彼らは、協同組合のなかで、党の指導をぶちこわし、大衆のなかの積極的な人びとや組合の働き手に打撃をくわえ、これをおとしいれ、役畜に危害をくわえたり、收穫物に損害をあたえたり、はては放火、暗殺をおこなうなど悪逆非道のかぎりをつくしている。また地主や富農や反革命分子のなかには、にせ協同組合をつくつていられるものもある。したがって、つぎのことを定めなければならない。

第一、ここ数年のあいだ、まだだいたいにおいて協同化されていない地方では、すべて、地主や富農の連中が協同組合に加入するのを絶対にうけつけてはならない。すでにだいたいにおいて協同化され、しかも協同組合が固まつている地方においてだけ、すでに搾取をやめ、法令をまもつて労

働に従事しているもの地主や富農たちを、条件つきで、回数をわけて期間別にうけいれて協同組合に加入させ、集團的な生産労働をするなかでひきつづき彼らの改造をおこなつてよい。

第二、すでに組合にはいつている地主や富農については、組合にはいつてからの彼のらの状況をそのままにして、べつべつに処置すること。破壊行爲をおこなう連中は、かならず組合から追放してしまわなければならない。情状の重いものは法院におくつて処罰すべきである。法令をまもつてはたらくものだけは、組合にとどめて、ひきつづき改造してよい。

第三、地主や富農、反革命分子のためにいろいろな役職員の地位を乗つとられている協同組合にたいしては、それぞれの実情におうじて、これを整理するか、または改組しなければならない。

第四、地主や富農や反革命分子がつくつてにせの協同組合は解散させること。そうした組合にはいつている貧農と中農は、それぞれ実情におうじてこれを教育し、再組織すること。

いま各省には、土地改革が徹底的におこなわれていない、たちおくれた村が、全農村の五パーセントぐらいまだのこつており、封建地主や暴虐非道なボス、反革命分子その他の悪質な連中がそこで、あるいはおおつびらに、あるいはこつそりと農民大衆を搾取し圧迫している。こうした村でも、貧しい農民のなかの信頼できる積極的な人びとに組合をつくらせることができるが、それと同時に、もつともみじかい期間内に、大衆をじゆうぶん起ちあがらせ、だんこととして封建勢力や反革

命勢力をうちたおし、農業協同化運動を順調にすすめてゆくために必要な条件をつくりださなければならぬ。

十

農業の協同化運動を積極的に、計画的に指導してゆくためには、全国、全省(自治区)、全専区(自治州)、全縣(自治縣)、全区、全郷(民族郷)または全村にわたつて、協同化についての期間別実行計画が必要である。こうした計画には、協同化運動の共通点について注意するとともに、各地方の協同化運動の具体的なちがひについても注意をはらうべきである。場所がちがひ条件がちがひにつれて、各地方での協同化運動の発展の速さには、おもにつぎの三とおりのばあいがある。

第一、互助・協同化運動がかなりすすんでいる地方で、協同化の程度が一九五五年夏にはすでにその地方の農家総数の三〇パーセントから四〇パーセントにたつしているところでは、だいたい一九五七年の春いぜんに、あい前後して、その地方の農家総数の七、八〇パーセントにまで発展させて、ほぼ半社会主義的な協同化を実現することができる。こうした地方はおもに華北、東北地方の各省であつて、このほかに他の省の一部または大部分がふくまれる。

第二、全国の大多数の地方で、協同化の程度が一九五五年の夏にはすでにその地方の農家総数の

一〇パーセント前後、あるいは二〇パーセント前後にたつしているところでは、だいたい一九五八年の春いぜんにはば、あい前後して半社会主義的な協同化を実現することができる。

第三、互助運動の土台がわりとよわく、農業生産協同組合の数がいまのところまだひじょうにすくない地区では、協同化を実現するのにより多くの時間がかかる。こうした地区はおもに辺境地方である。そのなかでも個々の辺境地区はまだ土地改革をおこなっていないし、互助・協同化組織もできていない。こうした地区では、かなりゆつくりとした政策をとり、ばあいによつてはながいあいだまつという政策さえとらなければならない。

各省、市および各自治区の党委員会は、協同化の計画をつくるさい、条件のそなわつている地方で、高い型の（すなわち完全に社会主義的な性質をもつた）農業生産協同組合を重点的につくつてみることに注意をあらわなければならない。すでに半社会主義的な協同化がほぼ実現されている地方では、生産を發展させるうえでの必要性と大衆の自覚の程度、および地元の経済的條件をもととして、個別的にこころみ、はじめはすくなく、それをだんだんとふやしてゆき、回数をわけて期間別にしだいに發展させるという段取りをおつて、組合を低い型から高い型へとかえてゆく計画をたててもよい。

いくつかの民族がいりまじつて住んでいる地方では、一つの民族で協同組合を組織してもよいし、またはいくつかの民族が連合して協同組合をつくつてもよい。牧畜業だけを営んでいる地区でも、もしも条件がそなわつていならば、牧畜業生産協同組合をつくつてみてもよい。

各地方の農業協同化計画には、その地方の林業、牧畜業、漁業、製塩業などの経済部門の協同化計画をふくめるべきであり、さらにまた、農村の販賣購買の協同化、信用の協同化、手工業生産の協同化、運輸業の協同化および文化教育の仕事や党と大衆団体を發展させることなどについての計画もふくめるべきである。

各級の党委員会——まず第一に郷支部と縣委員会は、農業協同化の計画をつくるさい、それと同時に農業の發展を中心とする全面的な、長期にわたる生産計画を、その土地にふさわしいようにつくらなければならない。

農業の協同化計画をつくる仕事の面では、郷または村の協同化計画についてとくに注意をあらわなければならない。それは、郷または村の協同化計画こそ、協同化計画せんたいの土台をなすものだからである。各級の党委員会は、まずいくつかの重点的な郷、村の党組織を指導して、試験的に

その郷、その村の条件になつた、順を追つて前進させてゆく、全面的な統一の計画をつくり、そのなかから経験をくみとつて、運動せんたいを指導するようにすべきである。こうした計画には、つぎのような内容がふくまれる。

第一、農村の階級関係と互助・協同化運動の組織状況について具体的な分析をおこなうこと。

第二、農民各層の自覚の程度と自発的な意志にもとづく原則にしたがつて、居住条件と人的関係を考慮にいれたうえで、回数をわけて期間別に組や組合をつくるか、またはそれらを発展させる手順をきめること。

第三、郷または村の農業生産協同化せんたいの利益から出発して、組や組合をつくる中心的な働き手を適当に配置し養成すること。

こうした計画は、かならず幹部と積極的な人びとのあいだで眞剣に研究し、大衆とくりかえし話しあつて、押しつけや命令の方法をふせぐとともに、実践のなかでそのつど必要な修正をくわえなければならぬ。

十二

省(自治区)、専区(自治州)、縣(自治縣)、区、郷(民族郷)の各級党組織はすべて、農村

問題についてふかく注意をはらい、農村工作についての自己の指導を的確にあらためてゆかなければならない。各級の地方党委員会のおもな責任者の同志たちは、農業協同化の仕事をしつかりと研究して、自分でその方の友人にならなければならぬ。要するに、主動的であるべきであつて受身であつてはならないし、指導をつよめるべきであつて指導を放棄してはならないのである。

指導のやり方としては、大衆運動のなから学び、事情に精通し、経験をしめくり、運動をしながらに指導しなければならない。分からないのに学ぼうとはせず、むやみやたらに命令をだし、あるときはのろろやつているかと思うと、あるときはまたむやみに急ぐといったことは、いずれも實際運動の發展法則にそむくものであり、これらはすべて主観主義であつてマルクス主義ではない。こうした主観主義と闘わなければただしい指導はありえない。

指導の任務は、あくまで大衆の創意と熱意を重んじ、これをよびますことであり、あたらしい力の生長を保護することである。社会にあららしいものがあらわれたばかりのときに、これに心から援助をあたえるのではなくて、これをさまざまげたり、これに打撃をあたえたりし、あるいはあたらしいものがまだじゆうぶんに熟しきつていないときに、適切な段取りをとつてそれが自然に生まれできるように促進するのではなくて、めくらめつぼうに事を急ぐやり方で、むりやりにそれをつくりだそうとしたりすること、これらはいずれも、あたらしい芽をつぶすことであり、すべて日

和見主義であつて、マルクス主義ではない。こうした日和見主義と闘わなければ、指導もなにもあつたものではない。

協同化運動は、ほぼ一億一千万の農家を単独経営から集團経営にきりかえるばかりでなく、さらにすすんで農業の技術的改革をやりとげようとするものであり、農村にのこつていさいの搾取制度、すなわち資本主義制度をなくしてしまつて、社会主義制度をうちたてようとするものである。これはいく億という人びとの生活にかかわりのある大きな事がらであつて、困難がないなどいふことは考えられない。主観主義者や日和見主義者は、困難をまえてして冷静な判断をはたらかせる、困難をのりきる能力をもつてはいない。というのは、彼らは、大衆を抛りどころとし、党にたよることを知らないか、あるいは、大衆を信じていないし、党を信じていないからである。しかし、わが党は、ながいあいだ試練をへてきた党であり、大衆としつかりむすびついたマルクス・レーニン主義の党である。わが党は三十余年らい、革命のなかでいくたの巨大な風浪を突破し、多くの重大な困難に直面してきたが、大衆とかくむすびついてきたからこそ、困難をひとつひとつのりきつて、人民の革命をつばに指導することができたのである。社会主義の建設は、幾百千万にのぼる人民の事業である。國家工業化の面であらうと、あるいは農業協同化の面であらうと、あるいはその他の面であらうと、われわれは、廣はん大衆の創意と熱意を發揮させ、事実にして眞

理をもとめるべきであつて、おごり高ぶつたり、せつかちになつたりすることを戒めなければならぬ。このようにすることが出来さえすれば、われわれはどのような困難をもかならずのりきつて、ひきつづきあらたな偉大な勝利をかちとることができることを、第六回中央委員会総会は信じてやまないものである。

農業協同化の問題についての決議案の説明

(一九五五年十月四日、中國共產黨第七期中央委員會第六回總會において)

陳伯達

毛沢東同志が一九五五年七月三十一日に、中國共產黨中央委員會の召集した省委員會、市委員會および区黨委員會書記の會議の席上でおこなつた、農業協同化の問題についての報告は、わが國の長年にわたる農業協同化運動の經驗をしめくり、農業の協同化を發展させる問題についていま党内にあるおもなまちがつた考え、つまり、右翼的な考えについてとくに批判をくわえたうえ、農業協同化の必要なこととそれが可能なこと、協同化の具体的な道と段どり、協同化を指導する工作のやり方など一連の問題について、綱領の性質をもつた指示をあたえました。毛沢東同志の指示は、全黨の同志が、ちゃんとした心構えをもち、組織上でもよく準備をととのえて、農村での社会主義をめざす大衆運動の高まりを迎えることができるようにするとともに、いまこの重大な歴史的轉換のさいにあたつて、大きなまちがいや犯さなくてすむようにさせてくれるものであります。

党中央委員会政治局では、毛沢東同志の報告をもととして、総会に提出する農業協同化の問題についての決議案を用意いたしました。わたくしが党中央委員会農村工作部で一部の仕事をうけつています関係上、党中央委員会政治局は、わたくしにその説明をするようにと指定いたしました。わたくしの申しのべようと思うのは、つぎのいくつかの点であります。

第一、農業の協同化を發展させることについての方針

(一) 決議案は、農民問題が、二つのちがつた革命の段階で、ちがつた内容をもっていることを指摘しています。党の農村での政策は、革命の轉換というあたらしい事態と、農村での土地改革いごの階級関係、階級闘争のあたらしい変化に照應しなければなりません。一部の同志の誤りは、こうしたあたらしい事態とあたらしい変化を見てとつていないところからきているのであります。だれもが知っていますように、過渡期における党の根本方針は、社会主義的工業化と、農業、手工業にたいする社会主義的改造、それと資本主義的工商業にたいする社会主義的改造の実現というちがつた三つの面をふくんでいます。これらの面は切りはなすことのできないものでありまして、そのわけは、社会主義建設と社会主義的改造というこの事業が國民経済の全域にわたるものだからであります。社会主義経済は、工業と農業という、生産のおもな二大部門を包括しなければな

りません。まさしく毛沢東同志の報告が指摘していますように、社会主義的工業化は農業の協同化とかけはなれて、孤立して進めてゆくことのできないものでありまして、したがつてわが國の農業協同化の段どりを、わが國の社会主義的工業化の段どりと照應させるという方針をどうしてもとらなければなりません。われわれは、片一方の足で社会主義工業という土台をふまえて、もう一方の足で小農経済という土台をふまえることはできないのであります。もしも五億をこえる農業人口を社会主義の建設へと参加させるようにしないならば、それでは、社会主義の勝利など思いもよりません。だからこそ、いま社会主義をめざす工業建設がひじょうな勢いであげ潮にむかっているときに、毛沢東同志が、協同化を發展させる問題を全党の工作の重要な日程として時をうつつさず提起しましたことは、きわめて重大な意義をもっているのであります。

(二) わが党は、ほとんど三十年というながい年月にわたつて、資本家階級民主主義革命を指導してきましたし、全党同志の活動はこの革命の勝利をかちとることを中心として進められてきました。したがつて、この革命の段階から社会主義革命の段階へとうつつてゆくばあいに、一部の同志が心構えのうえで欠けるところのあるのは、きわめて自然なことでありまして。しかし、わが党は毛沢東同志を先頭とし、マルクス・レーニン主義で武装した党であります。わが党は、封建地主の土地所有制をくつがえすさいにも、すでに、耕すものに田を！ の実現から社会主義的協同化の実

現の道へと、農民をみちびいてゆく用意をととのえていたのでありました。毛沢東同志の報告のなかには、わが國の農業協同化運動の歴史についてのべられています。この歴史こそは、党のこの方針がしだいに実践にうつされてきた歴史でもあります。

ここでわれわれは、毛沢東同志がそれぞれの時期の著作のなかであきらかにした党のこの方針について思いだしてみましよう。だれでも知っていますように、第一次國內革命戦争の時期に、毛沢東同志の『湖南農民運動の視察報告』は、すでに協同化運動を農民運動の重大な事からとして取上げているのであります。もつとも、そのときは、当時の實際條件からして、販賣購買の協同化と信用の協同化についてのべただけでありました。第二次國內革命戦争の時期には、毛沢東同志は、革命根拠地の大衆がつくりだした労働互助社と耕田隊の經驗をもととして、こうした労働の相互援助組織（つまり農業生産の協同化組織）が農業生産の面ではたす偉大な役割について指摘しています（『長岡郷の調査』参照）。抗日戦争の時期には、毛沢東同志は、『協同組合について』と『組織せよ』という二つの有名な講演をおこない、それぞれの抗日根拠地は、大衆の自発的意志をもととして、こうした集團的な相互援助をおこなう端緒的な生産團體をひろく組織するようにとよびかけました。そのごも毛沢東同志は、その他の著作のなかで、ひきつづきこの問題を取りあげています（たとえば『連合政府について』）。一九四九年には、党の第七期中央委員会第二回総会の席

上、毛沢東同志は、全國が解放されたのちの經濟建設の問題について説明をおこなったさい、つぎのように指摘しました。『國營經濟があるだけで、協同組合經濟がなかつたならば、われわれは、労働者の單獨經營經濟をしないで集團化の方向へとむかわせるよう指導することはできないし、國家權力のなかでのプロレタリアートの指導権を固めることもできない。この点を見おしたり、軽んじたりするならば、とんでもない誤りをおかすことになるであろう。』と。中華人民共和國が成立してのち、毛沢東同志の意見をもととして、党中央委員会は、一九五一年十二月に、農業生産の互助・協同化についての決議をおこない、一九五三年十二月にはさらに、農業生産協同組合を發展させることについての決議をおこないました。これらはすべて、農業の協同化についての方針こそ、党の一貫して固くまもつてきた方針であつて、いまになつていきなりもち出したものではないことを物語っているのであります。一部の同志が、この方針について、かなり突然もち出されたというふうを受けとつているのは、彼らがまだこの問題を眞剣に研究するところまで立ちいたつていないためであります。そのおもな原因は、われわれのなかの多くの同志が反帝・反封建をめざす資本家階級民主主義革命の時期に党にはいつたものであり、日常の實際面でよく知つているのは、資本家階級民主主義革命の綱領（すなわち党の最小綱領）だけでありまして、党の社会主義革命についての綱領（すなわち党の最大綱領）はまだよくつかんでいないといふところにあるのであ

ります。したがって、その他の多くの重大なあたらしい問題にたいするとおなじように、農業協同化の問題についても、やはり眞剣にもういちど学びなおし、学ぶなかで誤りを知り、誤りをあらためて、党の方針、政策をただしくつかみ、マルクス・レーニン主義についての知識の水準をたかめてゆかなければなりません。これが、われわれ全党の同志のまえにだされている課題なのであります。

(三) 決議案は、一部の同志が、農村の現状に安んじ、小農経済の幻想に安んじていることを批判しています。党は、このようなまちがった幻想を批判する必要があるにあらざるではありません。一九五三年十月に党中央委員会のひらいた第三回互助・協同化工作会議の席上で、毛沢東同志がわれわれに語つたとおり、問題は、『農村の障地を、もしも社会主義が占領しなかつたならば、きつと資本主義が占領するにちがいない。資本主義への道もすまぬし、さればといつて社会主義への道もすまぬ、などといったことがはたして言えるだろうか?』ということでもあります。封建的な土地制度をくつがえしたのち、農村には、資本主義を發展させるか、あるいは社会主義を發展させるかという二つの道についての闘争があらわれましたが、これは必然的な法則のしからしめるところであります。この道か、そうでなければあの道か、二つのうちのどちらかであつて、中間の道というものはありえません。一部の同志は、資本家階級民主主義革命には急進的であつたが、この

革命の段階をとおりすぎると、農民が土地を手にいれたことに満足してしまつて、二つの道のあいだの十字路をさまよひあるいています。じつさいには、小農経済をのこしておくことについての関心のほうが、農業の社会主義的改造を指導することについての関心よりも大きいのであります。こうした同志は、小農経済が農民の天國ではなくて、資本主義がそこから發展してゆくところの温床であるということをまだ理解していません。レーニンはこういつています、『小生産は資本主義とブルジョアジーとを、たえず、毎日、毎時間、自然発生的に、しかも大量にうみだしている……』と。いわゆる小農経済の現状に安んじているということは、それはできないことであり、そうすることは自分じしんをあざむくことに他ならないのであります。

われわれの手もとにあるきわめて多くの資料は、つぎのような事実を証拠だてています。つまり、およそ互助・協同化運動ののびているところでは、一般の貧農は経済的に急速に向上しており、階級分化はわずかであつて、食糧問題も解決しやすく、農村にはいきいきとした気分があらわれています。これに反して、およそ互助・協同化運動がまだのびていないか、あるいは、のびかたのひじょうに弱いところでは、地主の土地所有制はすでにとりのぞかれ、農民の生活は程度の差こそあれよくなつてはいるものの、まだ多くの貧農は経済的に向上してはいないばかりでなく、すでにあたらしい階級分化がおこりはじめており、一部の貧農はふたたび土地をうしない、一部のもとか

らの中農は貧農に轉落しており、それと同時に一部のあたらしい富農が姿をあらわしています。こうしたところでは、われわれの多くの仕事をすすめてゆくうえにわりと困難なことがありますし、しかも地主や富農、それにさまざまな反革命分子が、このたちおくれた隙をさがし、これに乗じてふたたび返り咲こうとしているのであります。

ついでさきごろ、甘肅省党委員会は、中央委員会にあてた報告のなかで、一部の同志は、協同化が發展すれば、『厄介なことがおこる』『皇帝がでてくる』と心配しているが、『皇帝』は互助・協同化運動がのび、社会主義の陣地が拡大され、農民の自覚がわりとはやく高まつている地区にはあらわれないで、農民の自覚が低く、協同化運動がのびていない、反封建闘争の徹底していない地区に姿をあらわすことは、事実が立証しているとおりである、ところのべています。甘肅省党委員会のこの報告から、つぎのような結論をひきだすべきであります。それは、つまり、農民がすでにかちとつた土地をまもるには、また土地改革ののち、さらに労農同盟を固め、この同盟のなかでの労働者階級の指導的な役割をつよめるには、そしてさらに、反革命分子の返り咲く可能性をすつかりなくするには、協同化を發展させるほかに道がない、ということ、これです。

(四) 農業の社会主義的改造が抵抗をうけないなどといったことは、考えられません。毛沢東同志の報告は、とりもなおさず、考え方の面からこうした抵抗をうちくたくたのためのものであります。

農業生産協同組合はひとつのあたらしい力であります。そして、どのようなあたらしく生まれでる力も、すべて保守的な力の抵抗にぶつかかるものであり、農業協同化運動ももちろんその例外でありえないことは、われわれの知つているとおりであります。農業の協同化に抵抗する保守的な力は、一方では、敵対する階級、つまり地主や富農、それに農村にいるその他の資本主義的搾取者の側から、他方では、農民(おもにゆたかな中農)じしんのもつ二重の性格にふくまれている、自然発生的に資本主義へむかおうとする傾向と、ながいあいだの単独経営に根ざしている農民の偏見や習慣からくるのであります。保守的な力が社会にのこつているいじよう、それはいろいろな形でわが党の内部にあらわれてきますし、とりわけ一部のゆたかな中農の気分はわが党の内部にもあらわれてくることになるのであります。ついでこのあいだおこつた、協同組合を大量に解散させたり、『だん』として縮小する』、といったやり方は、じつさいには、小農経済の現状に安んずるといふ、一部の同志の保守的な考えからうまれたものであります。こうしたあやまつたやり方は、社会現象としてみれば、けつして偶然のものではなくて、資本家階級、富農、あるいは自然発生的に資本主義へむかおうとするゆたかな中農の圧力を反映したものであります。一方には、農民大衆(まず第一に貧農と新旧中農のなかの下層にぞくする積極的な人びと)の、党の指導のもとに協同組合をつくらうとする熱意があり、他方には、資本家階級や富農、あるいは自然発生的に資本主義へむかおう

とするゆたかな中農の、こうした熱意をくじこうとするものがあります。これがつまり、いま社会にみられる矛盾した現象であります。誤りをおかす同志は、こうした矛盾の二つの面を識別してないし、また、労農同盟を固めるには、一方では社会主義への道をすすもうとする農民の熱意をじゆうぶんに發揮させることが必要であり、他方では農民の立ちおくれを一段とついで改造し、克服することが必要である、という点がよくわかつていないのであります。こうした誤りをおかす同志は、まさしく毛沢東同志が指摘しましたように、『彼らはいつも資本家階級や富農、あるいは自然発生的に資本主義へむかおうとするゆたかな中農の立場にたつて、わりと少数の人びとにかわつて物ごとを考えているのであつて、労働者階級の立場にたつて、國家ぜんたいとすべての人民にかわつて物ごとを考えてはいない』のであります。このため、彼らは、農民大衆のまえでひじょうに困つた立場においこまれてしまつています。つまり、一方では農民を社会主義へとすすませるために党の根本方針を宣傳しておきながら、他方ではまた、協同組合をつくるのを許可しないで、『かぞえきれないほどの法度や戒め』で協同組合をおさえつけていますし、また、一方では協同組合を組織する積極的な人びとを教育しようとしながら、他方では一部の地方にはいわゆる『組合を脱退する積極的な人びとを養成』し、『組合を脱退しようとする組合員の代表者会議をひらいで、縮小させる任務をやりとげる』といったたぐいであつて、まったく奇妙なことがおこつている

のであります。ある農民はこう言つています、『党の根本方針ではわれわれに協同化の道をすすむようにと呼びかけておきながら、われわれがいざ組合をつくろうとすると、あんた方は許可してくれないし、われわれが協同化の道をすすむのを許してくれない。』『あんた方は小農経済はよくないといつておきながら、いまだはまたわれわれに個人主義をのばさせようとする』と。幹部のなかには、『わたしは組合をつくることは習つたけれども、組合を解散させることは習わなかつた』と言つているものもいます。これはまったくもつともな批判であります。

しかし、あたらしく生まれれる力は、なんとしても逆らうことのできないものであります。だれでも知つていますように、わが党が結成されたとき、また、わが党が農民革命を指導し、遊撃戦争を指導し、根拠地をうちたてたときには、はじめのころは力がまだ小さかつたので、世間の多くの人びとはこれを認めようとはしませんでした。しかし、その結果はどうだつたでありましょうか？ その結果は、わが党とわが党によつて代表されたあたらしく生まれれる力がやはり勝利をかちとり、これを認めなかつたものが敗北しました。そして、はじめは認めなかつたものも、やはり認めねばならなくなつたのであります。いまもまた、多くのものが協同組合についてこれを認めない態度をとつていますが、これまた敗北するにきまつているのであります。

それでは、これからえられる教訓はどういうことでありましようか？

それは、つまり、われわれが保守的な力の影響からぬけだすべきであり、前方に眼をむけ、大衆のなかのあたらしい積極的なものに眼をつけるべきである、ということでありまして、うしろをふりかえつたり、あれこれと見まわして、いつもおくれた、消極的なものにばかり眼をむけていてはならないということでもあります。決議案に記されてありますように、大衆の創意と熱意を重んじ、これをひきだすようにし、あたらしい力の生長をまもること、これが指導に課せられた任務なのであります。

第二、協同化を発展させることについての実際工作

方針というものがあれば、つぎはどうして仕事をうまくやるかがおもな問題であります。

(一) 『実情にてらして』『実情にあつた、時宜に適した指導』をすることについての毛沢東同志の指示をまもつて、仕事をすすめなければなりません。毛沢東同志はこう言っています。『いまから見とおしておかなければならないのは、間もなく農村には社会主義的改造を目ざす全国的な高まりがあらわれようとしており、これは避けられないということである』と。この高まりというのは、いつたい何でありましょうか？ それは、つまり、運動の性質がはびひろい大衆的な規模をもつていて、すこしばかりの積極的な人びとのあいだだけに限られているのではない、ということであり

ます。この高まりのおとずれば、ただ單に党の指導機関とか、あるいはわずかばかりの人びとの主観的な希望だけで現われてくるものでもなければ、むりやりこしらえあげることのできるものでもないのでありまして、それには客観的な条件の成熟、つまり、事態がわずかばかりのものにかかわるばかりでなく、はびひろい大衆にかかわるところまで立ちいたらなければならないのであります。あるものは、『上の方で高まりがくるといつているから、高まりがくることにしよう』とこんなふうに言っていますが、こうした、ふかくほり下げてみないもの言い方は、正しくありません。毛沢東同志が、なぜこの時期に、農業の協同化をめざす全国的な高まりが避けられないものである、と言つたのでありましょうか？ われわれは、毛沢東同志の報告のなかから、つぎのような三つのおもな根拠があるのを知ることができます。その第一は、第一次五カ年計画にみちびかれどもたらされたわが國國民經濟のすばらしい高まり、とりわけ社会主義的工業化のための建設とその成果が、協同組合をつくろうとする農民の熱意をますますながしていること、第二は、わが國の互助・協同化運動がかなりながい歴史をもっており、各地方で発展をとげているはびひろい生産の相互援助運動が、じつさいにおいて、協同組合をつくるための条件をつくりだしており、そしてまた、すでに組織されている数十万にのぼる協同組合の大部分が、増産の面ですぐれたところを示している点などが、多くの農民をふるいたたせていること、第三は、こうして高まりがいくつかの

地方ですでおとずれているということ、これでありませう。こうしたことが、つまり、農業協同化の全国的な高まりの前ぶれであります。こうした前ぶれに目をふさぎ、この偉大な生活の主流を見てとらないならば、いやおうなしに大衆のあとにとりのこされてしまうことになるのでありまして、毛沢東同志が形容していますように、協同化運動の高まりのなかで、まるでん足をした婦人のようによろよろしたり、あるいは、びつくり仰天したりしていたのでは、指導の任にあたることなどできるものではありません。もちろん、そうだからといって、全国の協同化運動が、ただ一つの、おなじような型どおりに発展するとか、どこでもすべておなじ速さですすんでゆくとかいうのはありません。決議案は、運動の発展が不均衡であることを説明し、全国各地をつうじて、おもに三とおりのことなつた状況について指摘しています。全国にわたつて協同化運動の高まりがまさにおとずれようとしているこのあたらしい情勢をまえにして、われわれは、局部的な、いろいろのちがいを考えにいれるばかりでなく、仕事のなかでも、これらのちがいについてそのつど適当に注意をはらわなければならないのでありまして、そうしてこそはじめて、農業協同化の運動を統一した、健全に発展してゆく軌道へとさせることができますのであります。一九四八年五月に、党中央委員会は、土地改革と党組織の強化の仕事について、つぎのように指示したのであります。それは、『具体的な状況をよく分析し、地区のちがい、歴史的な条件のちがいとつた具体的な状況から出

発して、その土地での、そのときの任務と仕事のやり方をきめるように幹部を教育しなければならぬ』ということでもあります。党中央委員会のこの指示が、いまの協同化運動を指導するにあつても、びつたりあてはまることはすこしも疑いのないところでもあります。

(二) 協同化運動の高まりは、一方では客観的にそれが可能などころから、他方では労苦をいとわぬ、ちみつな党活動からきているのでありまして、なりゆきまかせにしておいたのでは、到來することのないものであります。毛沢東同志は、こう指摘しています。協同化運動をりつばにすめてゆく中心の環は、党の指導が先にたつようにすることである。党の指導機関は、主動的に、積極的に、喜々として、すすんで受入れ、全力をあげて事にあたる氣構えで、この運動せんたいの指導をじぶんの手のなかににぎらなければならぬ(『農業生産協同組合のつくり方』の序言参照)と。これはつまり、党の指導と、協同組合をつくろうとする大衆の熱意とを、たがいにならなく結びつけるようにしなければならぬということでもあります。党の指導がりつばにおこなわれさえすれば、協同化の高まりをうながすことができます。それと反対に、もしも党の指導がまずかつたならば、高まつてくる条件がたとえあつたとしても、その高まりがあらわれることはありえませぬし、たとえこのような高まりがあらわれたとしても、党の正しい指導がえられないために挫かれてしまふかもしれないのであります。御承知のように、ある地方では、そうした高まりがすでにみられる

のに、いわゆる『だん』として縮小する』というまったく誤った方針にぶつかったため、幹部も大衆もすつかりしよげているではありませんか？

党の指導をりつばにやつてゆくには、まず党の指導機関が、盲目的なところをなくして、一段と見とおしをもつようにしなければなりません。こうした目的をたつするには、毛沢東同志の言いかたにしたがえば、一つの省、一つの縣、一つの区、一つの郷の完全な計画が必要であつて、『こま切れ式に仕事をやる』のはいけない（『農業生産協同組合のつくり方』の序言参照）ということでもあります。

毛沢東同志は、『実践論』のなかでつぎのようにのべています。『活動任務を勇敢にひきうけることができないばあいに、ある同志たちが、確信がないということばを口にするのをきくことがしばしばある。なぜ確信がないのか？ それは、その同志がその仕事の内容や環境についての法的な理解をもっていないか、あるいは、その同志が、従来そうした仕事に接觸したことがなかつたか、接觸したことがあまり多くなかつたために、この仕事の法的性については、問題にもなしえなかつたからである』と。いま、ある同志たちは、協同化の問題について、状況をよくつかんでいないため、あるいは、一方的な状況をつかんでいるだけで、全面的な状況をつかんでいないか、または、知つている事実は少なくないが、マルクス・レーニン主義の階級分析の方法によつて問題を判

断しないために、協同化運動そのものの法的性をつかむことができないし、もの事の本質的な面、主流をなす面をみることもできません。したがつて、見とおしがもてないし、仕事のうえで確信をもてないで、とどのつまりスターリンがいつていますように、『手をやまずめにまじめにこいでおり、流れにまかせて、すらすらと航行しているが、彼らは、どこへいくのか知らないばかりか、知ろうとさえしない』といった結果におちいつているのであります。ついでいさん、ある省委員会から中央委員会にこういう報告をよせてきています。『實際工作のなかで、各級の党委員会にぞくする多くの組織は、まだ協同組合の工作とじつくり取り組んでこれをふかく研究し、運動のなかの鍵になる問題をつつこんで理解し、運動を發展させるうえでの経験をしめくくることをやっていない。そのため、正しいこともわれわれはやつたが、誤つたことも、いやだとは思つても、やはりそれをうけいれてしまつた』と。これは一種のまだ自覚をもっていない状態であります。『協同化の全面的な計画』をつくるのが、こうしたわれわれのまだ自覚をもっていない状態をあらためる一つの重要な工作方法となりうるのは、協同化の計画をつくる仕事に、眞に革命にたいして責任感をもつた各級のすべての党機関をして、いやおうなしに状況を全面的に理解させ、これを研究するよう努力させずにはおかないし、マルクス・レーニン主義の階級分析の方法をもちいて問題を見ることを学ぶよう努力させずにはおかないからであります。このため、自分じしんのもともと

よく知らなかつたこともしだいによく分るようになり、協同化の法則も自分しんでだんだんつかめるようになってきますし、こうしてまた、見とおしをもつことができるようになるのであります。もちろん、全面的な計画をつくるばあい、とりわけ手をつけたばかりのころには、どうしても正しくないものが多かれ少なかれ入つてくることがしばしばありますので、実情にてらして、それをたえず改めてゆかなければなりません。しかし、この計画があつて、しかもそれが、じつさいに即してくりかえしよくしらべ、研究したうえで、みなでいつしよになつて作つたものであり、上から下へ案をながし、下から上へと討議していつて、内容に手をくわえてまとめたものであれば、事はどうしてもいくらかうまく運べるようになります。といひますのは、この計画が、われわれを積極的にやるようにと促してくれ、仕事のうへのいろいろな面でおこつてくる問題についてたえず注意をはらい、点検するようにわれわれの注意をよびましてくるからであります。この計画は、協同化運動の発展してゆくなかで、われわれの正しいものが何であるかを明らかにするでありましようし、またわれわれの誤りが何であるかも証拠だてるであります。

(三) 量と質との関係に注意すること。今年の春から夏のあいだに、一部の同志のなかには、『協同組合の一つや二つ、つゞけてしまえ』といったやり方を主張するものがありました。彼らの『理論』的根拠は、『協同組合の数が多くなるとやりにくい』ということださうであります。これは、

すでにまつたく破産してしまつた『理論』であります。ひじょうに多くの地方の実情はどうかといひますと、協同組合の数が多いところにかぎつて、大衆の熱意がいつそう高く、協同組合内の問題もすくなくなるし、協同組合の体制をととのえたり、これを固めたりするのまわりとやさしく、増産もうまくいつているのであります。これはいつたいどうした訳でありましようか？ それは、協同組合の数が多いと、組合が覚せんたいからいつそう重視されるようになりますし、協同組合そのものも比べてみる相手があり、競争する相手があつて、おたがいに経験をと리카わすことができますし、おくれた協同組合をすんだ協同組合にみならうようにさせてゆくこともでき、幹部の才能も高めやすいからであります。それと同時に、社会主義の陣地がひろがつてゆけば、資本主義の陣地をせばめることにもなりますし、自然発生的に資本主義へむかおうとする力がはびこるのにたいして、いつそうよく抵抗できることにもなるのであります。この道理はじつにはつきりとしているのであります。かりに、ある協同組合が、できたはじめのころ、なかなかうまく運営されるといふこともありましても、もつと多くの協同組合が仕事のうえでたがいに刺激しあい、生産の面ではたがいにあい呼應するようにしなかつたならば、その組合は拡大再生産の枠をより以上ひろげることとはできなくなりますし、協同組合員の生活の向上もかぎられた範囲にとどまるにちがいありません。こうしたことから、量の変化がある程度にたつすると質の変化をひきおこす、という結論を

ひきだすことができるのであります。質の向上は、量のことをかえりみずしてはありえません。協同組合を固める仕事と協同組合を發展させる仕事とをばらばらにきりはなしてしまつて、協同組合の数がすくなくればすくないほど、これを固める仕事もいつそううまくやれるなどと十把ひとからげに考えるのは、まったくまちがつた考え方であります。

もちろん、そうだからといつて、協同組合を發展させるには、ただ單に量だけが問題であつて、質のことは考える必要はない、といつたべつの結論をひきだすことはできません。協同化の成績は、單に数字を追つかけるといつたやり方だけではきめられるものではないのであります。毛沢東同志は、『ここで強調しなければならぬのは、協同組合の質を重視するということであつて、質をかえりみないで、ひたすら協同組合とこれに加入している農家の数ばかり追ひもとめるというあつた偏向には、反対しなければならぬ』と言つています。毛沢東同志は、組合をつくつたあとで、その体制をととのえる一連の工作をおこなつて、協同組合を質的に高めなければならぬと考へているばかりでなく、組合をつくるまえに一連の準備活動をおこなつて、協同組合を發展させるうえで量と質を統一できるようにしなければならぬと考へているのであります。毛沢東同志は、『準備のない戦いはしない、確信のない戦いはしない。』ところで、『自信をもつためにはどうしても準備がいるし、しかもじゆうぶんな準備が必要である』とわれわれに語つていたのであり

ます。これはつまり、われわれが協同組合をつくるばあいには、いかげんにやつてはならないし、また『苗をひつばつてはやく伸ばそうとてかえつてひつこ抜いてしまふ』といつた方法をとつてもいけないという点に注意せねばならないということであります。ある黨員たちは、形をととのえることだけに満足し、大衆路線をとつて組合をつくるまえにたくさん準備活動をおこなうのを面倒くさがり、押しつけや命令的な方法で、ただ單に数だけを迫りもとめる目的をたつしようとして、甚だしいのになると、『いくつかのスローガンをさげびさえすれば、数日ならずして社会主義に到達する』といつた考へをもつている同志さえありますが、これは、いうまでもなく、党の政策をゆがめているものでありまして、これまた、協同組合をつくらうとする大衆の熱意をくじくものであり、党としてはせつたいに許すことのできないところであります。

(四) 協同化の計画を生産の計画とむすびつけなければなりません。

毛沢東同志が指摘していますように、土地改革は封建主義的生産関係の束ばくをたちきるものでありまして、これは農業の生産力を解放する第一歩であり、『これは第一の革命であります。』そして、社会主義をめざす協同化運動は、単独経営経済から集團経済の生産関係へとうつつてゆくものであり、資本主義的生産関係の束ばくをたちきるものでありまして、これは農業の生産力を解放する第二歩であり、『これは第二の革命であります。』この第二の革命なくしては、生産力の大々的な

発展は不可能であります。わが國の農民はひじように勤勉でよくはたしますが、いぜん帝國主義と封建主義と資本主義から三重の搾取をうけていたために、農業の生産力はひじように立ちおくれているのでありまして、多くの農産物の單位面積あたりの平均收穫量は、いづれも資本主義國よりずっとすくないのであります。われわれはなにをたのみにしてこうした立ちおくれを克服すべきでありましょうか？ ある人は小農經濟をたのみにしていますが、それは不可能なことでありまして、こうしたまちがった見方につきましては、党中央委員会ははやくからこれに反駁をくわえています。それでは資本主義をたのみにするてもいのでありましょうか？ 資本主義的な増産の道は、廣はんな農民大衆についていえば、これはまつたく苦しみにみちた長い道でありまして、われわれとしてはこのような道をあゆむわけにはいかなないことを、党中央委員会ははやくから指摘しているのであります。われわれがたよりにすることのできるものはただ一つ、社会主義的工業に支持され、協同化というこの道をとおつて、急速にわが國の農業生産力を高めて、資本主義國に追いつき、追いつくこと、これだけであります。いまある多くの資料からみますと、協同組合をつくつたのち、仕事があまくゆき、生産が年々発展してゆきさえすれば、あるものは四年から五年ないし六年もたてば、農民の収入を倍前後にふやすことができるのであります。これは、いく千年ものあいだひじような苦しみをなめさせられてきたわが國の農民について申し上げますと、まつたくたいへんだ

出來事でありませう！そして、そのよつてきたところは、農民がひとたび生産のうえでたがいに手をとりあうとすばらしい潜在能力を発揮できる、というところにあるのであります。さきごろ黒龍江省党委員会農村工作部が同省での經驗をしめくくつた報告が新聞紙上にのりましたが、これによりますと、『調査の結果、組合をつくつた最初の年の労働の能率は、一般に互助組より一五パーセントから二〇パーセント高く、役畜の使用能率は互助組よりも二〇パーセントから二五パーセント高い。そして、役畜や農具など協同組合の生産手段の使用能率が高まつたおかげで、生産力の一部をぬきだして、これをあらゆる生産面にまわせるようになった。以上のべた割合で計算して、全省二万二千の協同組合の運営をうまくやつてゆきさえすれば、十五万人分の労働力と十万余頭の役畜と多額の資金を拡大再生産にむけることができるようになる。それと同時に、こんど農業協同化の運動がたえず発展するにつれて、生産力の増大する傾向もますますはつきりし、著しいものとなつてくる』というのであります。このことは、農業生産協同組合が自分じしんのもつていられるべき条件をじゆうぶんにかして、たえず生産量をふやしてゆくという目的をたつする可能性がきわめて大きいことを物語るものであります。

このため、どの協同組合も、それを設立するときには、同時に生産を發展させる計画をたてる準備にとりかかるべきでありまして、どの縣でも、区、郷（あるいは村）——とりわけどの郷（ある

いは村)でも、協同化を發展させる全面的な計画をつくるさいには、同時にその生産を發展させる全面的な計画について研究すべきであります。こうした全面的な生産計画は、いつそひろい範圍内にわたつて、その地方の具体的な條件にもとづき、各協同組合の共通の利益をむすびつけて、その郷、その村の長期にわたる農業建設の目標を農民に提供することができるのであります。いまのところ、この面での具体的な経験はまだあまり多いとはいえませんが、協同組合が相当数ずつ、あるいは、ある地域ぜんたいにわたつて發展してゆけば、こうした全面的な生産計画をつくる必要もますます著しくなつてきます。地方の各級党委員会は、この問題について適宜注意をはらい、大衆の知恵を抛りどころとしながら、研究にとりかかるべきでありまして、これはきわめて必要なことであります。

* * *

決議案についての説明のおもなものは、以上のとおりであります。毛沢東同志の報告はすでに、つぎのようにのべています。『社会主義的工業化と社会主義的改造は、いずれもなまやさしいことではない。一億一千万もの農家を単独経営から集團経営にあらため、そのうえ農業の技術的改革までやりとげようとするには、たしかに多くの困難がある。しかし、わが党は大衆を指導して、これらの困難を克服できることを、われわれは確信しなければならない』と。われわれは、困難を

さけるべきではありませんし(たとえば、協同組合についてはあえて口だしをしないといったこと)、ましてや困難に直面してあわてふためき、どうにもしようがなくなるようなことはなおさらあつてはなりません(たとえば多くの協同組合を『つぶしてしまふ』といったこと)。そうではなくて、前進の途上であるかも知れない困難を、すべて、いつでものりきるだけの準備をととのえておかなければならないのでありまして、こうした困難は局部的なものであるかも知れませんが、それにしても、これをゆるがせにすることはどんな場合でも正しくありません。わが党中央委員会の協同化についての方針は正しいものであり、協同化の段どりはたしかなものでありますから、われわれ全党の同志が、毛沢東同志を中心とする党中央委員会の指導のもとに、一致團結し、大衆としっかりむすびついて、どこまでも誠実に、どこまでも勤勉に活動しさえすれば、この偉大な歴史的任務をやりとげることについて、これ以上疑問がありうるではありませんか? これは疑う余地のないところであるとわたしは考えるのであります。

外 文 出 版 社

中 華 人 民 共 和 國 北 京

1 9 5 6

